

会議録

<p>会議の名称</p>	<p>令和6年度第1回朝霞市上下水道審議会</p>
<p>開催日時</p>	<p>令和6年6月3日（月） 午前10時00分から午前11時10分まで</p>
<p>開催場所</p>	<p>朝霞市水道庁舎 4階会議室</p>
<p>出席者及び欠席者の職・氏名</p>	<p>出席者 委員11人（前田会長、時枝副会長、小池委員、獅子倉委員、黒川委員、孫委員、小川委員、谷委員、市川委員、野島委員、池田委員）</p> <p>事務局13人（益田上下水道部長、久保田上下水道部次長兼水道施設課長、大塚上下水道総務課長、長島下水道施設課長、七里下水道施設課主幹兼課長補佐、田中上下水道総務課長補佐、中村水道施設課長補佐、池田下水道施設課長補佐兼下水道工務係長、近藤上下水道総務課会計庶務係長、櫻澤上下水道総務課経営係長、西村水道施設課水道管理係長、佐々木下水道施設課下水道管理係長、牧野上下水道総務課経営係主事）</p> <p>欠席者 委員3人（高野委員、佐藤委員、島崎委員）</p>
<p>議題</p>	<p>1 議事 （1）令和6年度水道事業会計予算について（報告事項） （2）令和6年度下水道事業会計予算について（報告事項） （3）その他</p>
<p>会議資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・【資料1】令和6年度（2024年度）朝霞市水道事業・下水道事業会計予算概要 ・【資料2】令和6年度水道事業工事予定表 ・【資料3】令和6年度下水道事業工事予定表 ・令和6年第1回朝霞市議会定例会で可決された条例改正について
<p>会議録の作成方針</p>	<p>■電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</p>

	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

開会

（櫻澤上下水道総務課経営係長）

それでは定刻となりましたので、令和6年度第1回朝霞市上下水道審議会を開会させていただきます。

委員の皆様には、大変御多用のところ、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます、上下水道部上下水道総務課経営係長の櫻澤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、開会に先立ちまして、本年度の4月1日付けで事務局職員の異動がございましたので、新たに配属された職員を御紹介させていただきます。

まず、上下水道部次長兼水道施設課長の久保田です。

次に、上下水道総務課長の太田です。

次に、下水道施設課長の長島です。

次に、上下水道総務課会計庶務係長の近藤です。

次に、水道施設課水道管理係長の西村です。

どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、開会に当たりまして、益田上下水道部長からごあいさつを申し上げます。

（益田上下水道部長）

皆様、おはようございます。

新年度初めての審議会でございます。本日は、上下水道の令和6年度予算について、担当から御説明をさせていただくことを予定しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

ところで、県の方から上下水とも、料金の値上げの話が来ております。

上水道については、県水を7割、井戸水を3割使っておりまして、令和4年度に料金の値上げをさせていただいたところですが、県の方も諸般の理由により、値上げをしたいというようなことが、漏れ伝わってきている状況でございます。

また、下水道につきましては、流域下水道と言いまして、荒川右岸に汚水の処理場があります。その汚水の処理料金を、値上げしたいというような話が出ております。

どちらも、昨今の円安による燃料費の高騰ですとか、働き方改革による建設業の週休2日制で工期が延びたり、人件費が上がったりといったことなどが理由に挙げられます。

値上げ自体については、致し方ないという考え方もありますが、市町からは、県に対して、こういった物価上昇の中で、上下水道料金が同時期に一斉に値上げをするというようなことは、厳しいのではないかとということをお話させていただいている状況です。ともあれ、県の方の値上げがされてしまいますと、市としても、それに応じて値上げをしなければなりません。

特に下水道については、昭和57年の供用開始以降一度も値上げを行ったことがございません。下水道管の耐用年数は50年で、間もなく50年がたとうとしております。今後、水道管と同じく下水道管についても、大量の更新時期を迎えることが想定されますので、ますます、下水道についても、財政的な問題が厳しくなってきます。物価が高騰してる中で、市民の生活を考えた場合に、値上げというのは大変厳しい選択では

ございますけども、そういう状況の中で、上下水道を預かる者として、今後、少し値上げの方も検討していかなければならないような状況になってくるのかなと考えております。

なかなか難しい話ではございますけども、課題等を検証した上で、皆さんにも御検討いただきたいと考えております。

本日は、どうぞよろしくお願いいいたします。

(櫻澤上下水道総務課経営係長)

それでは、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りしております資料が、4点ございます。

1点目が、次第。2点目が、資料1令和6年度(2024年度)朝霞市水道事業・下水道事業会計予算概要。3点目が、資料2令和6年度水道事業工事予定表。4点目が、資料3令和6年度下水道事業工事予定表。

このほか、本日お配りしております資料が、3点ございます。

1点目が、令和6年第1回朝霞市議会定例会で可決された条例改正について。2点目が、席次表。3点目が、封筒に入っています報酬・費用弁償についての通知でございます。

本日、島崎委員、佐藤委員から所用により欠席との御連絡をいただいております。現在の出席者は、14人中11人の出席で、過半数を満たしており、会議が成立することを御報告いたします。

それでは、これより先の進行を会長にお願いいいたします。よろしくお願いいいたします。

(前田会長)

皆さん、おはようございます。

今、部長の方から話がありましたように、値上げということで、厳しい状況であるということは私も認識しておりますけども、今日の朝も地震のアラームが鳴ったと思いますけども、能登の方では、半年たっても水道が出ないというような状況があります。朝霞でそういうことがないようになりたいということと、管が老朽化しているということで費用がかかると、そして県の方もそういう状況で値上げしなければならないと。そういう総合的な判断を、これからこの審議会でも、議論していかなければいけないのかなと思いますので、皆様をお願いをしたいと思っております。

今日は、上下水道の予算、工事予定ということで、委員の皆様にも忌憚のない御意見をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

本日の会議において、特定の方の個人情報を取扱う議題はございませんので、傍聴者による傍聴及び録音、撮影について、許可させていただきます。よろしくお願いいいたします。

この後、傍聴者がいらっしゃった場合には、随時、入室していただきますので、御了承ください。

なお、各議題において、非公開とする案件がある場合は、案件ごとに改めてお諮りさせていただきます。

それでは、次第に従いまして議事を進めます。

議題(1) 令和6年度水道事業会計予算について、事務局から説明をお願いします。

(大塚上下水道総務課長)

上下水道総務課から御説明させていただきます。着座にて御説明させていただきます。

す。よろしくお願ひいたします。

それでは、議題（１）令和６年度水道事業会計予算につきまして説明させていただきます。

資料につきましては、事前にお配りしています資料１令和６年度朝霞市水道事業・下水道事業会計予算概要となります。こちらの資料の１枚目は、広報あさかの５月号において紙面に掲載したものでございます。

まず、水道事業会計につきまして、御説明させていただきます。

収益的収支につきましては、収入が２億６千５百万円、支出が２億３千９百万円となり、差し引き収支額は２億２千６百万円となっております。

収入の内訳といたしましては、主なものとして、水道料金が１億８千９百万円、全体の７１．２パーセント、水道利用加入金が２億４百万円で全体の９．９パーセントを占めています。支出の内訳といたしましては、主なものとして、施設の維持管理費が９億２千７百万円、全体の４１．５パーセント、県水受水費が７億３千６百万円、全体の３０．８パーセント、減価償却費及び資産減耗費６億１千９百万円が全体の２５．９パーセントを占めている状況となっております。

次に右の表の資本的収支につきましては、収入が６億８千２百万円、支出が１億８千５百万円となり、差引の不足額は１億２千４百万円となっております。

この不足額は、収益的収支の支出項目のうち、現金の支出の伴わない費用である減価償却費によって留保された資金や、前年度以前の利益を積み立てた減債積立金や建設改良積立金などで賄うこととしております。

収入の内訳としましては、企業債が６億７千２百万円で全体の９８．４パーセントを占めています。支出の内訳としましては、浄水場の更新、配水管の耐震化、老朽管の更新等が１億３千１百万円、全体の７０．１パーセント、企業債償還が４億８千９百万円で全体の２５．９パーセントを占めています。

続きまして、２枚目を御覧ください。水道事業の現状ということで、業務量の動向を示させていただきます。

各年度の給水人口、給水戸数、総給水量、総有収水量、有収率の動向となっております。

なお、令和５年度につきましては、速報値と記載しているとおり、確定値ではございませんので、お取り扱いには御留意くださいますようお願い申し上げます。

有収水量につきましては、浄水場から配水される総給水量から、漏水や工事などで濁り水が発生した際に行う管洗浄などの無収水を除いた、料金徴収の対象となる水量、有収率につきましては、総給水量に対する有収水量の割合となっております。

令和５年度の有収率は９３．４パーセントと昨年度から１パーセント下がったものの改善傾向にありますので、引き続き、漏水にかかる事前の調査や老朽管の更新など、有収率の改善に努めてまいりたいと考えております。

それでは、令和６年度の水道事業の主な建設改良工事について、水道施設課より御説明させていただきます。

（中村水道施設課長補佐）

水道施設課の中村と申します。よろしくお願ひいたします。恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

令和６年度の工事予定について御説明いたします。まず、事前にお配りさ

きました、資料2令和6年度建設工事予定一覧を御覧ください。

初めに、水道施設耐震化事業で、市道428号線他配水本管布設替工事、口径300ミリメートル、延長約756メートル、県道ふじみ野・朝霞線他配水本管布設工事、口径150ミリメートル、延長約776メートルで、2件の工事を予定しております。また、橋梁に添架している新盛橋、笹橋、浜崎陸橋、諏訪原跨線橋の計4件の基本設計業務委託を予定しております。令和6年度末における基幹管路の耐震化率は、59.2パーセントとなる予定です。

次に、水圧不足改善事業は、市道2122号線配水管布設工事など2件で、延長約210メートルの工事を予定しております。これにより、対象となる127路線のうち、124路線の整備が完了し、進捗率は97.6パーセントとなる予定です。

次に、老朽管更新事業は、市道2002号線他配水管布設替工事など10件、延長約3,306メートルの工事を予定しており、各事業の配水管布設替総延長は、約5,048メートルとなります。

次に、令和5年度に実施した水道管布設工事後の舗装復旧工事で、各事業合わせて9件の工事を予定しております。

続きまして、浄水場関係の工事でございます。令和6年度は、昨年度から2か年の継続事業として進めている、泉水・岡浄水場電気設備更新工事(第5期)の2年目として、岡浄水場の自家用発電設備の更新や、泉水浄水場内に新設する第14号井戸のポンプ盤などの追加を行うほか、泉水・岡浄水場の次亜塩設備更新工事、及び第11号取水井のモーターポンプ取替工事の3件を予定しております。

説明は以上でございます。

(前田会長)

ただいま、議題(1)の説明が終わりましたが、御意見、御質問ございますか。

私から、布設替工事という名称で書いてあるんですけども、このくらいたっているから布設替したという数字が書いてあった方が見やすいのかなと思ったのですが。

(久保田上下水道部次長兼水道施設課長)

今、会長の方から御意見頂いたところなんですけど、申し訳ございません、これが詳しく書いてあればよかったのですが、工事の予定表の一番右側の、工事概況のところを見ていただきますと、SとかHとか書いてあるのですが、これが布設年度を示しております。

耐震化工事につきましては、耐用年数が来ていなくても積極的に替えていかなければいけない管で、その他の水圧不足も同様で、現状で水圧不足が生じていますので、老朽管に入る前に更新をしていきます。老朽管更新工事については、昭和40年代から50年代にかけて布設したものを、替えていくといった状況でございます。

(池田委員)

浄水場工事で、泉水浄水場の井戸新設というのがあるんですけども、これについて補足説明をお願いします。

(久保田上下水道部次長兼水道施設課長)

ただいま御質問ありました、浄水場の更新工事の中の、井戸の新設工事のお話ですが、現在、泉水浄水場内に既に第11号取水井の井戸があるのですが、それよりも泉水保育園側に、新たに井戸をさく井しているところでございます。

こちらの井戸につきましては、膝折浄水場が廃止になった時に、幸町に8号井戸があ

ったんですけども、そちらの権利を、埼玉県と協議をして泉水浄水場内に移して、井戸のみなし許可を頂いて、さく井しているところでございます。

補足になります。耐震化と水圧不足、老朽管更新工事の3つの事業で、先ほどお話しさせていただきました総延長が、5,048メートルというところなんですけども、こちら水道事業として掲げている、年間5キロメートルの管布設工事の距離を満たしていることを補足させていただきたいと思っております。以上です。

(益田上下水道部長)

少し井戸についてお話をさせていただきますと、朝霞の井戸は、大体200メートルくらい掘り下げた深井戸と言われているものです。この井戸を掘るのも、県の許可が必要で、高度成長期に大量に地下水をくみ上げたことによって、地盤沈下等が起きて、それ以降規制が強化され、現状では、新たな井戸の掘削は、認めてもらえないというような状況がございます。そういったところで、先ほど次長から説明させていただいた、休止した井戸の代替で新しく掘るということで、認可を頂いているものでございます。

市内の井戸については、現在、6本ありまして、県水が7割、井戸が3割と申し上げましたけども、6本の井戸で3割を賄っているという状況でございます。

昨年、博物館の横にある5号井戸で、濁り水が発生しまして、3割を賄いきれなくなりそうだったものですから、急遽、県水の増量をお願いしたということがございました。今年度、私の方から担当の方に、朝霞市として、何本井戸があれば安心なのかということを検証するように指示しております。

熊本は、井戸水ばかりなんですけども、熊本地震の時に、井戸が揺すられて濁りが出て、水道が供給できなくなるような事象が起きました。そういった意味で言えば、朝霞のような、県水と井戸を使うというのは、危機管理の観点からも非常に好ましい状態ではあると考えています。

ただ、井戸につきましても、同時期に複数の井戸を掘っているというような現状がございます。これが一気に駄目になるようなことがあると、水道水の供給に支障が出るということも想定されますので、適正な井戸数は何本なのかということを出した上で、計画的に、年数を開けて、一気に更新時期が重ならないように、今後考えていきたいと思っております。

(野島委員)

井戸の説明があったので御質問なんですけども、昔の審議会の時に、市議会の方から小山議員がいらしたときに、地下水に関しての内容を水道部としてどう管理するのかという話が以前あったんですけども、その時は、地下水までは管理できませんという話だったんですけども、最近も農業用として新設しているところがありまして、例えばどれくらいの深さのものは無許可でいいとか、どのくらいの数量を使うものであれば、許認可が必要になるとか、分かる範囲で教えてください。

(久保田上下水道部次長兼水道施設課長)

詳細な水準等は、今持ち合わせていないので、申し訳ないのですが、市で掘っている井戸につきましても、部長の方から説明ありましたように、200メートル以上掘り下げた深井戸というもので、こちらについては、水道供給をするくらいの量を取水することについて、なかなか県の許可はいただけないんですけども、ものすごく絞った大きさの井戸でやるものについては協議によって許可されるかというところなんです。

なので、我々のようにかなりの量をくみ上げるものについては、新たな許可はできないという考えで、浅井戸と言われる、十数メートルくらいのものについては、我々が

ただいている許可とは違う水準で審査をされているようなので、そちらの方につきましては、新たなものが認められているかもしれません。ただ、深井戸と浅井戸だと水質が変わってきますので、飲料水としてはなかなか厳しいのではないかなと思っております。

(野島委員)

昨今、田んぼの雰囲気も大分変わりました、水をくみ上げる状況も変わってきたかなと思うんですけども、浅井戸も深井戸も許認可が必要かと思われるんですが、恐らく、昔の名残で使っていたり、そこまでやれていないところもあるのかなと。

この辺を水道部としてどこまで管理していくとか、窓口を作ることも必要かなと思いますし、農業を守っていくという上では、水の確保は必要になってくると思います。どこかのタイミングで、何かしら検討をするタイミングがあるかと思います。ひとまず意見でございます。

(小池委員)

膝折浄水場跡地についてお伺いしたいのですが、跡地について今後、有効利用するような計画があれば教えてください。

(久保田上下水道部次長兼水道施設課長)

膝折浄水場跡地につきましては、現在、土地の一部が共有地になっておりまして、こちらの共有地を新たに活用することは難しいというところで、現在、共有者の方から、所有権を取得することを第一に進めていきたいと考えております。

こちら、既に相続人に権利が行き渡っていますので、少しお時間要するかもしれませんが、まずは共有地の取得をして、全てが朝霞市水道事業の用地になったとき、同時かもしれませんが、跡地利用については、今後検討していきたいと思っております。

(前田会長)

質問なんですけど、先ほど水圧不足とありましたけども、例えば火事になって消火栓を使った場合には、大量の水が出て、近隣住民の水圧が下がるというような話を聞くんですけど、今回の水圧不足というのは、使う時間帯にもよるかもしれないんですけども、大型マンションが建設された場合、その受水槽にポンプで上げるので、朝や夜など同時に使う量が多い時はその分補給が必要になって、周りが水圧不足になってしまうのかなと。

水圧不足の原因と、水圧不足を解決するために管をどうしているのか教えてください。

(久保田上下水道部次長兼水道施設課長)

まず、水圧不足の原因としましては、先ほど会長からお話いただいたように、消火活動で一気に大量の水が使われたり、大きな受水槽に水を入れるために、水を持っていかれることが挙げられます。あとは、古い時代に、一軒の家に細い管で引き込んでいて、時間とともに周辺で宅地化が進み、周りの家もその細い管から給水していくと水圧不足が生じます。

現在行っている水圧不足改善事業については、そういった要因のものを改善するために、例えば今まで30ミリメートルだった管を50ミリメートルに替えるなど、口径を大きくして水圧不足を解消しています。

(益田上下水道部長)

補足ですが、水道を供給するときに、ポンプで圧をかけて市内全域に水を送っています。先ほど会長がおっしゃったように、朝の7時とか夜の19時、20時に、一気に使用量が上がります。その使用量が上がるのに合わせて、24時間365日、ポンプの運転管理ということで、業者に委託をし、使用量が上がるとポンプの圧を高め、使用量が少なくなってくる深夜にそれだけの圧をかけると、水道管を傷めてしまうので、使用量が少なくなったらポンプの圧を弱めるという操作を、24時間体制でやっています。

そうではない、想定外に住宅が増えてしまって、管が細いために水圧不足が起こってしまうところをターゲットに、太い管に入れ替えをしているような状況でございます。

(前田会長)

それでは、議題(1)は終了させていただきます。議題(2)令和6年度下水道事業会計予算について、事務局から説明をお願いいたします。

(大塚上下水道総務課長)

それでは、下水道事業の予算の概要について御説明させていただきます。

資料につきましては、資料1の下段を御覧ください。

まず、収益的収支につきましては、収入が20億6,910万7,000円、支出も同額の20億6,910万7,000円となり、差し引き収支額は0円でございます。

収入の内訳としましては、主なものとして、下水道使用料が9億7,709万1,000円で全体の47.2パーセント、長期前受金戻入が6億8,799万1,000円で全体の33.3パーセントを占めており、そのほか、雨水処理負担金や補助金等を収入として計上しております。支出の内訳としましては、主なものとして減価償却費及び資産減耗費8億7,882万7,000円が全体の42.5パーセント、荒川右岸流域下水道維持管理負担金が6億1,500万円で全体の29.7パーセント、施設の維持管理費が4億5,661万円で全体の22.1パーセントを占めています。

次に右の表の資本的収支につきましては、収入が8億3,520万3,000円、支出が12億9,227万4,000円となり、差し引き4億5,707万1,000円の不足となっています。

この不足額は、収益的収支の支出項目のうち、現金の支出の伴わない費用である減価償却費によって留保された資金や、前年度以前の利益を積み立てた減債積立金や建設改良積立金などで賄うこととしております。

収入の内訳としましては、主なものとして、企業債が6億5,210万円で全体の78.1パーセント、国庫補助金が1億5,740万円で全体の18.8パーセントを占めています。支出の内訳としましては、雨水ポンプ場整備費が4億1,083万2,000円で全体の31.8パーセント、雨水管渠整備費が1億7,505万2,000円で全体の13.5パーセント、汚水ポンプ場整備費が1億6,367万7,000円で全体の12.7パーセントを占めており、そのほか、汚水管渠整備費や荒川右岸流域下水道事業費負担金、企業債償還などを計上しております。

続いて、2枚目を御覧ください。下水道事業の現状ということで、業務量の動向でございます。

下水道事業は下の表となりますが、各年度の汚水処理戸数、年間汚水処理量、総有収水量、有収率の動向となっております。

なお、令和5年度につきましては、水道事業と同様、確定値ではございませんので、お取り扱いには御留意くださいますよう、お願いいたします。

有収率につきましては、85.5パーセントと昨年度から1.7パーセント増加しておりますが、これは大雨による侵入水の減少等が要因と考えられます。

続きまして、令和6年度の下水道事業の主な建設改良工事について、下水道施設課より御説明いたします。

(池田下水道施設課長補佐兼下水道工務係長)

下水道施設課の池田と申します。よろしくお願いたします。

引き続き、令和6年度に予定している、下水道事業の工事内容について御説明いたします。資料3を御覧ください。A4横の一覧表が、令和6年度に発注を予定している工事の内容となります。汚水工事では、9つの工事、雨水工事では昨年度から継続事業で実施している工事のほか、一つの工事を予定しています。

次のページの図面、令和6年度下水道事業工事予定箇所図を御覧ください。工事予定箇所を、汚水工事は赤、雨水工事は青で表記しております。

まず、汚水工事について、説明いたします。下段右側の東武東上線脇が施工場所となる汚-1は、仲町中継ポンプ場の直流電源盤や、工業計器盤等の電気設備を更新する、仲町中継ポンプ場電気設備更新工事を、令和6年度から令和7年度の2か年の継続事業で予定しています。

次に、図の中段の汚-2から汚-9までの工事は、朝霞市ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した汚水管の修繕、改築工事として、国道254号線他汚水管改築工事や市道10号線汚水管修繕工事のほか、6つの工事を予定しています。

次に、雨水工事です。中段左側の青の雨-1は、令和元年に策定いたしました、朝霞市雨水管理総合計画に基づき、整備計画に位置付けた溝沼地区の浸水対策工事として、大字溝沼地内ポンプ場建設工事を、令和5年度から令和7年度の3か年の継続事業で引き続き工事を進めるとともに、雨-2では、市道5号線に埋設されている雨水幹線を布設替えする、大字溝沼地内雨水幹線布設替工事を、令和6年度から令和7年度の2か年の継続事業で予定しています。

以上が令和6年度に予定している工事となります。

(前田会長)

ただいま、議題(2)の説明が終わりましたが、御意見、御質問ございますか。

(野島委員)

工事予定箇所を見ますと、修繕含めて、溝沼地区に集中しているのかなと思うんですけども、そのエリアを集中的に工事予定を組んでいかなければいけないのかなど。地域によって差があるのかどうかと、溝沼の調整池の工事の状況の2点を教えてください。

(七里下水道施設課主幹兼課長補佐)

まず1点目について御説明いたします。溝沼に集中しているのかというところでございますが、下水道ストックマネジメント計画でございますが、いわゆる老朽化した下水道管を修理するイメージになります。市内を一気に全部やるのではなく、エリアを幾つかに分けて、管の点検をし、悪いところを直すという工事を進めております。令和6年度の修繕改築工事につきましては、以前もやっているのですが、今年度が第1期の最終年度となっておりますので、偶然最後の年に集中してしまったということです。

エリアをまず決めて、点検をし、直さなければいけないところを順次、年に何か所か修理をしております。今年度が第1期の最終年度となります。また、今年度につきましては、第2期の点検をして、悪いところを直すという計画を作っていくところでござ

います。

(池田下水道施設課長補佐兼下水道工務係長)

2点目の大字溝沼地内の工事の状況について御報告させていただきます。

令和6年2月13日に契約をさせていただいております、ポンプ場建設工事につきましては、現在、ポンプの機械の購入について、メーカーと仕様について調整しているところでございます。進捗率といたしましては、約5パーセントでございます。

(野島委員)

図面に起こすと、溝沼地域に対して、何か出身議員さんが多かったり、どうしても議員要望等が多い場合に関しては、そのエリアを集中的にやっているのかなと、市民として見ると思いがちになってしまいます。今、御答弁いただいたのが正確なのかなと思うんですけども、調整池の関係も踏まえた上で、そういう感覚を持っております。引き続きよろしくお願いいたします。

(益田上下水道部長)

説明を補足させていただきます。

地中に埋設されている下水道管については、雨水管と污水管があります。雨水管は、雨水を集めて川へ直接放流していきます。污水管というのは、処理場があって、そこに行ってきた綺麗な水にしてから川へ流しています。

污水の処理というのは、頂いた下水道使用料を充てているんですが、木の根っこが污水管を壊して、そこから侵入水と言われる、湧き水だとか雨水が入ってしまいますと、頂いた下水道使用料では賄えないほどの水の量になってしまって、そのお金を払わなければいけません。ですので、污水管で一番怖いのは、不明水が入って量が増えてしまうことです。

当然、頂いた下水道使用料では賄いきれない水量が流れてますので、老朽管の更新と言いつつも、年に一度はカメラ調査を行っております。カメラ調査をやると、木の根っこでヒューム管が破られて、そこから地下水が流れ込んでいる所とかを見つめます。そういった壊れているところとかを重点的に、計画を立てて直していくというのが現状でございます。

昨年度、1号線の綿谷の坂のところトラブルがあったんですけども、黒目川の雨水管が接続しているところに濁った水が出ているということがありました。濁った水が出ているということは、どなたかが人為的に雨水管のマンホールを開けて、以前あったのは、ペンキを流して、川にペンキが流れ出てしまったとか、そういうことが考えられて、原因を追っていったところ、ちょうど1号線のところで污水管が壊れて、そこから溢れた污水が、污水管の下にあった雨水管の方に流れ込んでいて、污水が雨水管を通じて、直接川に出ている、川の色が変わっていたというようなことがございました。その1号線は、羽田からのリムジンバスだとか、バスが沢山通るところで、污水管の周りが空洞化していましたので、片側を通行止めにして、緊急工事で直したというようなことがありました。

繰り返しのようになってしまいますが、污水管の修繕というのは、侵入水を防ぐことが目的ですので、必ずカメラ調査等を行った上で、損傷箇所を特定して修繕しているということが基本になります。

(野島委員)

今の説明は分かるんですけども、費用が発生するというところで、冒頭から県水の値上

げの話もありましたが、上水道に関しては料金改定をして、下水道に関しては、色々な部分の策定がまだなされていないですよね。これから朝霞市の水道部として、下水道に対してどういう意識を持って、どう取り組んでいくのかということも必要になってくるのかなと思います。

説明は分かりやすくていいんですが、エリアが集中していることに対して、一般市民として見たときに疑問を感じると。朝霞市全体で満遍なく計画を立てているのかという意図の質問でしたので、両方の御答弁に関しては納得がいきます。であれば、下水道に関しても色々な計画を踏まえた上で、改定だとか策定だとか、きちんとやらなければいけないのかなと思います。どうしても、調整区域と言われるエリアに関しましては、上水道含め、下水道に関する整備もなかなかしきれてないですよね。下水道に関する策定も、今後どうしていくのかということも踏まえて、今後御検討いただければと思います。意見です。

(黒川委員)

一つは、議会に出す前に審議会に出していただく方がいいかなと思いました。審議会が報告だけになってしまいますよね。なので、予算額そのものというよりは、こんな工事やりますよみたいなことを、2月くらいにかけた方がいいんじゃないかなと。

それから、収支がやっぱり分かりにくいというか、複式簿記と現金会計の間みたいな感じでちょっと分かりにくいので、キャッシュフローの計算書とか添付した方がよかったんじゃないかなと。

それから、工事の不透明感というのがありましたが、恐らく上下水道部もそんな不透明にやろうというよりは、課題が沢山出てきて、上水道で言えば優先の5キロメートルを選んでやっていると思うので、公開したり配付したりする必要はないと思いますが、言われたら見せられるような、去年これだけ工事をしなければいけない課題が出てきて、その中からこれを選びましたと言えるようなものを作っておいた方がいいと思います。やはり不公平感があるし、直接市民サービスに出てくるのは蛇口だけなので、その手前に何かあるかすごく分かりにくい世界なので、整備をしておいて、野島委員が言ったような意見があったときに、実はこんなもんじゃなくて、あちこちで修繕する必要があって、その中でここを選んだんですと言えるようにやってあげればいいのかなと思います。その辺りが改善点かなと思います。意見です。

(野島委員)

ちょっと細かいことなんですけど、市の広報を見てもそうなんですけども、下水道は下水道ですけども、水道は水道なんですか。正式に言うと上水道なのかなと思ったんですが。広報については、市民の方が分かりやすいように、水道と書いているのかなと思うんですけども、上水道、下水道というのが正式なのかなと私は思ったので。

(久保田上下水道部次長兼水道施設課長)

確認をして、どこかの場で御報告させていただきたいと思います。

(前田会長)

それでは、ほかにないようなので、議題(2)を終了させていただきます。次に、議題(3)その他になりますが、委員の皆様から何かございますか。

(黒川委員)

先ほど、料金改定について県の方から提示されたとありましたが、今はまだ何も決ま

ってはないと思うんですけども、プロセスをどう考えているのか。

(大塚上下水道総務課長)

下水道の使用料につきましては、先ほど部長から説明がありましたように、昭和57年から改定をしていないということで、埼玉県内でもかなり低い使用料になっています。

今、下水道の流域の負担金の値上げの話がありまして、県の予定ですと、今年度12月の議会にかけまして、令和7年4月から改定をしたいというお話がありました。それについては、13市町の集まりの中で、今協議を進めている状況です。

上水の方も値上げの話がありまして、こちらも下水道と同じく、今年度の12月議会にお諮りして、施行は令和8年4月から進めたいというお話がありました。こちらにつきましても、県内の市町村で協議を進めていくというところでございます。

県の方は、上水道、下水道という形で考えられていますけども、市町は上下水道という形で負担をしていただいておりますので、改定のタイミングも踏まえまして、やりとりを進めさせていただいております。

(益田上下水道部長)

下水道の流域の13市町が集まった中の話では、急すぎて困るという意見が出ています。県が、市町関係なしに値上げの話を進めていまして、市町の方で、内部で検討をしたり、審議会で議論したり、議会にかけたりで、最低でも2年は欲しいというような要望を、朝霞市も含めて、県の方をお願いをしています。

県の方は、上水と下水が全く別々に動いていて、両方が一緒に値上げすると県民の生活がどうなるか、そういう視点がないんですよ。少なくとも、値上げしなければいけない理由につきましては理解できますけども、上下水ほぼ同時期に値上げするのは、市民生活を守るという点からも、かなり厳しいと伝えさせていただいております。これから県議会の方でどういう話になるか注視していくような状況です。

それとは別に、ほぼ値上げは間違いないでしょうから、私どもも黒川委員がおっしゃったように、どういう形でいつ審議会に諮問してとか、資料をどうしてとか、ロードマップ的なものを早急に作成をして、遺漏のないように対応をしていきたいと考えています。

(黒川委員)

令和8年4月ということであれば、ドタバタだけど考える時間があるけど、令和7年4月はちょっと急だという感じなんですね。

(益田上下水道部長)

率直に言いますと、県の方の対応が雑なんですね。以前も、夕方の5時間際に、建設負担金の値上げをしたいというお話で来られたんですね。下水道法の第31条で、建設負担金の割合を決める場合は、当該市町村の意見を聴いた上で、県議会の議決を経て決めると法律で定められています。それを、夕方5時くらいに来られて、こちらに認識がないような感じで進められてしまっているような感じが非常に強く出ています。

やはり、各市町の下水道は使用料で賄わなければなりませんので、県が上げるのであれば、自分の懐具合を確認しながら、同時期に値上げするだとか、少なくとも1年後に上げるとかしないと、賄いきれない状況になってしまいますので、それで各市町は、県が雑すぎるということで怒っているような状態です。慎重に事態の推移は見守りたいと考えております。

(孫委員)

下水道の値上げは令和7年と大体決まってるということであれば、料金の値上げの割合も決まっていますか。

(大塚上下水道総務課長)

改めてこちらの方は御報告させていただきます。

(黒川委員)

今後、下水道の経営計画はこれから策定するけども、流域下水道の負担金の話と、市内でやるべき下水工事と、雨水の対策の部分と、この3本をきちんと見定めて、逆算して、下水道使用料の改定をしていくというプロセスになるんですか。それとも流域下水道だけ少し先走って考えなければいけないのか。

(益田上下水道部長)

その辺のところは、何パターンか想定をしておいて、基本的に、上下水道審議会の委員の皆様のお意見を踏まえてやっていくべき話かなと考えております。

段階的な値上げがいいのか、それとも1回で済ませてしまった方がいいのか、そういうところはかなり難しい判断になるのかなと思いますので、まずは、議論の叩き台を作ることが先決だと思います。

(大塚上下水道総務課長)

事務局からその他として、1件御報告させていただきます。

資料につきましては、本日机上に配付させていただきました、令和6年第1回朝霞市議会定例会で可決された条例改正についてを御覧ください。

朝霞市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の改正を行いました。こちらにつきましては、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項の改正を行ったものでございます。地方自治法の一部改正により、条ずれが生じたために、引用している条例の条文を改正したものになります。改正による影響につきましては、特にございませぬ。

次に、朝霞市水道事業給水条例と朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の改正につきましては、水道行政が、これまでは厚生労働省の所管になっていたのですが、国土交通省と環境省に移管がございまして、そちらを引用している条文の改正を行ったものになります。改正の背景につきましては、2枚目を御覧ください。

水道事業者の経営環境の悪化、水道施設の老朽化、耐震化への対応、災害発生時の断水への迅速な対応が求められておりまして、そちらに対応するために、社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力、知見を有する国土交通省へ移管が行われたというものになります。また、水質の基準の策定等に関するものにつきましては、環境省へ移管されました。

今回の改正につきましては、条例の条文中に、厚生労働省や厚生労働大臣といった文言を使っているものを、国土交通省や環境省、国土交通大臣、環境大臣と変更するものでございまして、事務の内容に影響を及ぼす改正ではございませぬ。説明は以上になります。

(前田会長)

特にならぬようであれば、以上で、本日の議題は終了いたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行に御協力を賜り、ありがとうございました。
これにて、議長の座を降ろさせていただきます。

(櫻澤上下水道総務課経営係長)

以上をもちまして、令和6年度第1回朝霞市上下水道審議会を終了いたします。長時間に及びありがとうございました。

次回の審議会は、日程が決定しましたら改めて通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。